

保険料・組合費
毎月15日は引落日です

- 前日までに残高の確認をお願いします。
- 15日が休日の場合は金融機関の翌営業日です。
- 請求書は月末に郵便で届きます。



発行所
〒700-0024 岡山市北区駅元町23-12
岡山県建設国民健康保険組合
電話 086-252-9595
FAX 086-252-9374
発行人 山本 繁 樹
Eメール info@okayamakenro.or.jp
定価一部 20円

保険料大幅引き上げ

高騰する医療費等が影響 4月引落分より変更

岡山県建設国民健康保険組合第108回通常組合会において、令和5年度補正予算案、令和6年度事業計画、並びに予算案など原案どおり承認されました。

令和5年度の決算見込みによると、収支差引残額(剰余金)は6億1841万円が見込まれますが、単年度の収支は2億6575万円の赤字となります。単年度の赤字は3年連続です。

単年度収支赤字については、令和4年度の繰越金が当初予算から1億2000万円少なくなつたこと、国庫補助金のうち普通調整補助金が減額されたことなど様々な要因が重な



建設国保の安定運営に理解を

建設国保では令和6年10月から令和7年9月までの有効期限の保険証の更新を最後とします。またすべての保険者で、令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止され、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」に移行します。廃止日時点で発行済みの健康保険証は、記載の有効期限(令和7年9月30日)まで引き続き使用できます。

- マイナ保険証利用のおもなメリットは次の通りです。
- ① 薬剤情報、特定健診情報が医師・薬剤師に共有され、最適な医療が受けられる。
 - ② 事前の限度額適用認定証の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除される。(2頁参照)
 - ③ マイナポータルで医療費控除の確定申告が可能。
 - ④ 医療費の自己負担額が20円安くなる。
 - ⑤ 保険証の更新が不要になる。

資格喪失時は早めの手続きを
マイナ保険証に移行した後、建設業に従事しなくなった場合や、他の健康保険に移行した場合、扶養家族が就職や結婚等により世帯を外れた場合には建設国保に残ることができないため、所属支部で資格喪失手続きが必ず。

マイナ保険証 使うと多くのメリット 自己負担額の軽減等

要です。該当事由が生じた際は、14日以内に手続きを行い、健康保険証は返却してください。

資格喪失後に医療機関等で建設国保の保険証を使用した場合、後日、本人に治療費の7割(建設国保の負担分)を請求します。

また、有資格時に申し込んだ集団健診や人間ドックなど各種健診をはじめ、インフルエンザ予防接種なども資格喪失後は補助対象外となりますので、速やかに手続きをお願いします。

料収入に頼らざるを得ません。令和6年度、医療給付費分を現行の月額保険料の22%程度の引上げ。また、後期高齢者支援金は組合員500円、家族4000円。介護納付金分は4000円を現行の月額保険料からそれぞれ引き上げます。

みなさんのご理解をお願いします。

今月から変わります **令和6年度国保保険料**
4月引落(5月保険料)分より変更します

区分	事業形態	保険料 (医療分+後期支援金分)
第1種	法人の事業主	28,500円 (24,900+3,600)
第2種	個人事業主・建設業許可をとっている組合員	27,200円 (23,600+3,600)
第3種	一人親方	23,700円 (20,100+3,600)
第4種	職人(31歳以上69歳以下)	21,800円 (18,200+3,600)
第5種	職人(70歳以上及び31歳以上の女性)	19,400円 (15,800+3,600)
第6種	職人(20歳以上30歳以下)	14,400円 (10,800+3,600)
第7種	職人(19歳以下)	10,100円 (6,500+3,600)
第8種	第9種を除く家族	5,400円 (3,100+2,300)
第9種	20歳~64歳までの男性家族(学生と障がい者は除く)	12,800円 (10,500+2,300)
介護保険	(40歳以上64歳以下1人につき)	3,200円

※第8種・第9種の保険料は1人当たりの金額で、合せて6人まで賦課します。
※保険料区分の詳細については支部へお尋ねください。



独自の保険給付制度 補助金確保と組織拡大

建設国保は公法人

建設国保は、同種の事業又は業務に従事する仲間を組合員として組織された国民健康保険法上の公法人です。

加入資格は、建設業(下表参照)の職種に従事している建設労働者とその家族です。

事業形態による保険料

市町村国保の保険料は年間所得に応じて決定するため、所得が高い場合には高額になることがあります。

建設国保の保険料は所得によって変動する

マイナ保険証 安心して使うために ～ 個人番号の確認をお願いします ～

現行の保険証からマイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)へと移行していきます。マイナ保険証を利用して頂くために、9月末頃より特定記録郵便で、国民健康保険制度のデータベースへ登録のある個人番号(マイナンバー)の下4桁を組合員へお知らせします。この通知は国からの依頼により全保険者が

実施するものであり、加入者情報を通知すること、情報の正確性を担保し、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用することを目的としています。お手元に届きましたら確認をお願いします。万一、個人番号が異なっていた場合には、早急にお知らせに記載の建設国保本部へ連絡をお願いします。

また、市町村国保の補助制度は「負担する」となっていますが、国保組合は「補助することが出来る」となっており、法律上、不安定な取扱いになっていきます。

また、補助金の確保とともに重要な取り組みは組織の拡大強化です。仲間を増やすことで安定的な保険料収入を確保することが出来ます。組織拡大にみなさんのご協力をお願いします。

建設国保独自の給付制度

建設国保の保険給付は、建設業の実態に沿った独自の給付制度を実現しています。

国保財政と組織拡大

少子高齢化や高度医療技術の進展で医療費をはじめ、後期高齢者支援金や介護納付金など現役世代の負担は年々増加しており、国保組合の財政状況は厳

しさを増しています。建設国保は、加入者本人からの保険料と国からの補助金で運営されており、歳入の約半分が国からの補助金に頼っています。

確定申告が必要 適正に医療を受けるために

医療機関等でマイナ保険証を利用することで、健康保険の資格や限度額適用認定証、高齢受給者証の窓口負担の軽減も可能です。

ただし、限度額適用認定証、高齢受給者証の利用には建設国保に加入している被保険者全員の所得情報が必要

となるので、確定申告を行っていない場合、給付が適用とならないことがあります。(16歳以上の無収入の方も申告が必要です。)

非課税世帯の方は生活療養の自己負担があるため、限度額適用認定証の交付申請が必要な場合があります。

建設国保加入職種

大工	左官	建具工	板金工	石工	配電工	塗装工	タイル工	土工
人夫(雑役)	畳工	ブロック工	配管工	鉄骨工	造園工	表具工	鉄筋工	屋根工
ガラス工	内装工	サッシ工	鳶工	家引工	小舞工	ハツリ工	ラス張工	防水工
インテリア	測量士	型枠工	スレートぶき	エクステリア	軽天仕上	金物取付	シャッター取付	築炉
建築家具	ダクト	建築美装	プレハブ組立	外装仕上	溶接工	建設車両運転手	保温工	設備機械工
設計士	ガン吹工	空調	住宅設備	舗装	断熱	サイディング	地質調査	防災工(消防設備)
営繕	看板工	防蟻工	現場監督	建設営業	解体工	事務員(適用除外事業所)		

※類似職種の場合には支部へ相談してください。

請求明細書		
振替	■建設国保	■支店
金融機関		
振替日	6年4月15日	
当月請求額	31,710	
科目名	金額	備考
国保保険料徴収	20,100	5月分
介護保険料	3,200	1人分
後期高齢者支援金	3,600	
本部費	1,300	
支那費	2,000	
けんろう共済	800	
医療共済	650	

保険料変更

4月15日引落分より変更です。3月末頃郵送の領収請求明細書を確認の上、前日までに残高をご確認ください。

保険証の変更手続き

※住民票は組合員との「続柄」が記載された「マイナンバー」があるものを提出してください。

氏名・住所が変わったとき

【必要なもの】
保険証、住民票(世帯全員)、印鑑

建設業以外に転職したとき

【必要なもの】
保険証、印鑑
支部で脱退の手続きをしてください

就職、死亡、転出などで家族が減ったとき

【必要なもの】
保険証、住民票または死亡証明書、資格取得証明書等、印鑑

出生、結婚、転入などで家族が増えたとき

【必要なもの】
保険証、続柄とマイナンバーの記載がある住民票、印鑑

20～64歳の男性家族が学生・障がい者になったとき

【必要なもの】
保険証・在学証明書・障害者手帳等・印鑑

仕事や施設入所などで住所をはなれるとき

【必要なもの】
保険証、施設入所証明書等、印鑑

子供が他県で就学のため住所をはなれるとき

【必要なもの】
保険証、在学証明書、印鑑

保険証を紛失、破損したとき

【必要なもの】
破損した保険証または紛失届書等、印鑑

手続きは保険証と認印を持って、14日以内に所属支部へ

医療費通知で理解増進

年2回(12月・2月)発行へ変更

医療費通知	
発送月	診療月
12月末	1月～10月
2月中旬	11月・12月

被保険者のみなさんの健康に対する認識や医療に対する理解を深めてもらう目的で、医療費通知を発行しています。今年度より、年2回の発行に変わります。(昨年度までは年4回発行)

医療費通知には、受診した日数、医療費の全額と患者負担分が記載されており、作成月および対象診療月は表のとおりです。

また、医療費通知は確定申告で医療費控除の明細書として使用することができます。

なお、医療費通知に記載されていないものがある場合には、別途領収証に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。


この場合、領収書は確定申告期限から5年間

の保存義務があります。

また、公費負担医療や建設国保から高額療養費や償還金等の支給を受けた場合には「自己負担金額」と実際に支払った額が異なる場合があります。こうした場合には「自己負担金額」から助成や支給された額を差し引くなど自身で金額を訂正して申告する必要があります。

ため施術の行為が限定されています。また、診療には、保険証が使用できない場合があります。

- ・ 負傷の原因は正確に伝えましょう。
- ・ 施術が長期間にわたる場合、内科的要因も考えられるので、医師の診察を受けましょう。
- ・ 建設国保より問合わせの場合があります。
- ・ 療養費支給申請書は負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認して自筆で署名してください。白紙の用紙に署名するのは、間違った請求につながります。

保険証が使える	保険証が使えない
<p>外傷性の明らかな原因のある、ねんざ・打撲・肉離れ・骨折*・脱臼*</p> <p>*応急手当を除き、医師の同意が必要</p> <p>例：荷物運びで腰を痛めた</p> <p>日常生活やスポーツで足を捻った</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労 ・ 病気(内科的原因の疾患)のこりや痛み(柔道整復師) ・ 保険医療機関で同じ負傷を治療中の場合 ・ スポーツなどの肉体疲労からの改善目的 ・ 工作中や通勤途中で起きた負傷(労災保険が適用される)

家庭用常備薬斡旋業者の変更について

令和6年度より、家庭用常備薬は斡旋業者が「白石薬品(株)」へ変更となります。4月と9月の斡旋案内の配布と9月の2000円以上の購入で1,000円の建設国保補助は変更ありません。

法人設立後も建設国保に健保適用除外の承認が必要

社会保険の加入推進と適用拡大により、組合でも法人事業所が年々増加しています。

健保適用除外は適切な制度

健保適用除外制度とは、国保組合(公営国保を除く)が国から特別に認められている制度で、適切な保険です。

個人事業主が新たに法人を設立した場合や、個人事業所でも常時5人以上の従業員を雇った場合には、原則的には被用者保険の適用事業所となり、社会保険(協会けんぽ)に加入して、厚生年金の適用を受けることになります。

建設国保のメリット

健保適用除外制度を利用すると建設国保独自の制度である償還金や傷病手当金の他、無料の健康診断などのさまざまなメリットを継続できます。

また、社会保険加入指導の強化により、原則として適用除外の申請については、早急に手続きを行うことになっていきます。申請手続きが遅れると年金事務所が受理しない場合があります。

法人の設立や個人事業所でも常時5人以上の従業員を雇う予定の際には、早急に所属支部へ相談してください。

上手な医療のかかり方 ~医療費節約のために~

医療のかかり方によって節約ができません。医療費が増加すると保険料の引上げにもつながります。お医者さんやお薬との上手な付き合い方を心掛け、安心して医療を受けるために見直してみましょう。

- ・ かかりつけ医をもつ。身近な開業医は、待ち時間も短縮され、適切な医療機関への紹介もスムーズです。
- ・ かかりつけ薬局をもつ。薬の重複・飲み合わせ等の確認やアドバイスが得られます。また、ポリファーマシー

(多くの薬剤併用により起こる副作用や有害事象)を防ぐことにもつながります。

- ・ 重複・頻回受診や重複・多剤服薬はダメ。同じ病気で別の病院にかかるも無駄な検査や薬が発生し、身体への負担や副作用の心配があります。建設国保では医療費適正化のために、受診・服薬指導を行っています。
- ・ お薬手帳は一冊にまとめてもつ。薬の重複等を確認できます。急病時や災害時のために携帯しましょう。
- ・ ジェネリック医薬品(後発医薬品)の活用。建設国保ではジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額の削減が見込まれる対象者を抽出して差額通知を年3回通知しています。変更については医師や薬剤師と相談してください。
- ・ リフィル処方箋の活用。症状が安定しているなどで、医師が認められる期間・回数で再診を受けずに繰り返し使用できるように発行する処方箋です。通院の間とお金の節約になります。医師に相談しましょう。

葬儀の手配・相談 組合員割引があります!

総合葬祭式場 **エヴァホール** (株式会社いのうえ)

ホームページ: <http://www.everholl.co.jp>
 フリーダイヤル: 0120-05-1000 (365日・24時間対応)
 葬儀用祭壇、弔辞花環、弔辞生花: 10%割引
 葬儀・法要、遺言・相続、墓・仏壇など: 相談無料
 利用の際は「岡山県建設国民健康保険組合員です」と伝えてください。

建設国保給付金のしおり

一部負担金

医療費の自己負担割合

区分	負担割合
組合員・家族	3割
小学校就学前	2割
高齢受給者(70歳~74歳)	2割(現役並み所得の方は3割)

※小児医療費公費負担制度:市町村によって対象年齢が異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

高額療養費現物給付制度(限度額適用認定証)

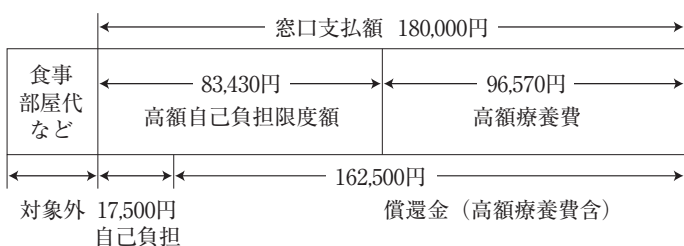
治療費が高額になるとあらかじめ分かっている場合には、限度額適用認定証の発行を受け、医療機関窓口に提示しておくことで支払いが自己負担限度額までで済みます。所属支部で発行手続きをしてください。自己負担限度額については表1・2のとおりですが、70歳以上で一般・現役並みⅢに該当する場合には高齢受給者証の提示により自己負担限度額までの支払いで済みますので限度額適用認定証の発行を受ける必要はありません。

償還金(組合員本人のみ)

医療機関からの診療報酬明細書が、請求月単位で自己負担額が17,500円を超えた場合、支給されます。

※高額療養費に該当する場合は、高額療養費の手続きが必要です。

例) 実際の医療費…10割分が600,000円の時
 (70歳未満・所得区分ウ)
 窓口支払額 3割 180,000円
 $80,100 + (600,000 - 267,000) \times 0.01 = 83,430$ 自己負担限度額
 $180,000 - 83,430 = 96,570$ 高額療養費



他人が原因で怪我をした時は

交通事故やケンカ、他人の家のペットに噛まれたなど、ケガの原因に第三者が絡む場合、原則保険証は使えませんが「第三者行為による傷病届」を建設国保に提出すれば保険証を使って医療機関の受診ができます。

特に交通事故の場合は保険会社にすべて任せている、というケースが多く、届が未提出になりがちです。保険会社が介入する場合は必ず「第三者行為による傷病届」の提出を依頼してください。

※「第三者行為による傷病届」は各支部または組合のホームページからもダウンロードが可能です。

医療費負担が重くなったら

自己負担が高額になり、一定の限度額を超えると、超えた分が建設国保から組合員本人に払い戻されます。これが高額療養費です。自己負担の限度額は所得により増減し、また70歳未満の方と70歳から74歳の方では異なり、世帯合算や多数該当等負担の軽減もあります。

世帯合算とは、世帯内で同一の月にそれぞれの病院等で一部負担の額が21,000円以上となる療養を複数受けた場合、その合算額から自己負担限度額を控除した額を支給するものです。

高額療養費の支給

1ヶ月の医療費の自己負担が高額になったとき、下表の自己負担限度額を超えた額が申請により建設国保から払い戻されます。70歳から74歳については、表2となります。

表1 70歳未満の方の自己負担限度額 (平成27年1月以降)

所得区分	限度額
ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円>
イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円>
ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>
エ	57,600円 <44,400円>
オ	35,400円 <24,600円>

※()内の金額は過去12ヶ月に3回以上、高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額。(多数該当)

所得区分

- ◎ア……基礎控除後の所得が901万円を超える世帯
- ◎イ……〃 600万円超から901万円以下の世帯
- ◎ウ……〃 210万円超から600万円以下の世帯
- ◎エ……〃 210万円以下の世帯
- ◎オ……住民税非課税世帯

表2 70歳以上の方の自己負担限度額

所得区分	限度額	
	外来(個人)	
現役並みⅢ	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円>	
現役並みⅡ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円>	
現役並みⅠ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>	
一般	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円 <44,400円>
低所得Ⅱ		24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※()内の金額は過去12ヶ月に3回以上、高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額。

所得区分

- ◎現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ…1人でも課税標準額が145万円以上ある方がいる世帯
課税標準額が690万円以上であれば現役並みⅢ
課税標準額が380万円以上690万円未満であれば現役並みⅡ
それ以外は現役並みⅠ
- ◎一 般…現役並み所得者にも低所得者にも該当しない方
- ◎低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の方
- ◎低所得Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方

出産育児一時金

組合員または、家族が出産したとき
出産一児につき 500,000円

妊娠85日以上を経過した出産には出産育児一時金が支給されます。(死産等は、医師の証明が必要です。)医療機関の領収書(明細書)のコピーを提出してください。
※社会保険(本人)の期間が継続して1年以上あって、退職して半年以内の出産であれば社会保険に申請してください。

こんな制度があります

直接払い制度・貸付制度

医療機関の窓口で保険証を提示して50万円までの出産費用を建設国保から医療機関に直接支払う制度です。
ただし、社会保険(本人)の期間が継続して1年以上あって、その資格を喪失して半年以内の出産であれば、社会保険の資格喪失証明書を医療機関に提出し合意書にその社会保険の名称を記入してください。
また直接払い制度が利用できない場合は出産予定日の1ヶ月前から33万円を限度に出産費資金貸付制度が利用できます。

出産手当金

組合員の出産には、出産手当金もあります。
◎産前(分娩日含)20日・産後50日以内
◎労務に服さなかった期間
◎1日につき3,000円
※傷病手当金の同時支給はできません。

葬 祭 費

組合員または、家族が亡くなったとき
組合員 50,000円
家 族 30,000円

建設国保喪失手続きのときにあわせて手続きをしてください。
※死亡日を確認できる公的書類が必要です。
※労災事故、交通事故、ケンカ等第三者によるものは対象になりません。

未就学児償還金

未就学児がいる世帯へ1人あたり12,000円の還付を行います。届出の必要はありません。
〈対象者〉
建設国保に加入する未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)で直近の11月30日時点で資格のあるもの。
〈振込日〉
毎年2月14日(土日の場合は翌営業日)

傷病手当金

組合員が、病気やケガで仕事を休んだとき
入 院 1日 7,000円
入院以外 1日 3,000円

4日以上休業に最高70日分支給されます。支給限度70日の給付を受けた労務不能の日の翌日または最終の労務不能の日の翌日から3年たてば、再度70日の受給の権利ができます。所属支部で申請書を受け取り、医師の証明をもらってください。
※労災事故、交通事故、ケンカ等第三者によるものは対象になりません。

療 養 費

- 補装具装着**
治療のためにコルセットをつくり、業者に代金を支払った。
(必要書類) 領収書・意見書及び装具装着証明書
- 保険証不携帯**
保険証を忘れて、医療機関で実費を支払った。
(必要書類) レセプト(診療報酬明細書)・領収書
- 小児弱視等の治療用眼鏡等**
9歳未満の小児で、治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズを作成または購入した。
(必要書類) 弱視等治療用眼鏡等作成指示書・領収書
- 海外療養費**
海外渡航中の、病気やけがで実費を支払った。
(必要書類) 診療内容明細書・領収明細書(日本語に翻訳したもの)
※国保連合会で審査しますので支給までに3ヶ月程度かかります。
※高額療養費(償還金含)の対象にもなります。

インフルエンザ予防接種の補助

組合員とその家族(建設国保の資格のある人のみ)を対象に、1回接種につき1,500円を上限に実費補助をします。接種期間は10月1日から翌年の1月31日のものに限りです。なお、15歳未満は2回まで、15歳以上は1回の補助とし、15歳以上の2回目接種は補助対象外です。

〈申請時に必要なもの〉 印鑑、領収書(原本に限る)
※領収書に以下の①～⑥が記載されていることを確認の上、申請期間(10月1日から翌年の2月末日まで)に所属の支部へご持参ください。
①接種年月日 ②医療機関名 ③領収印 ④接種者の氏名
⑤接種費用額 ⑥「インフルエンザ(予防接種)」の表記

産前産後還付金(令和6年1月施行)

令和5年11月1日以降に出産した建設国保に資格のある被保険者(本人・扶養)を対象に、産前産後期間の保険料を還付します。産前産後期間終了後、引落口座へ還付します。
※産前産後期間とは出産月の前月から出産月の翌々月までの計4ヶ月です。(多胎妊娠の場合は前々月からの計6ヶ月)
〈申請に必要なもの〉
母子手帳や住民票など、親子関係と出産日が確認できるもの

注 意

- ☆他の法令により給付をうけることができる場合には、その限度において支給しません。(自賠責、労災、社会保険等)
- ☆保険給付の制限に該当したときは、給付の全部か一部を行いません。
- ☆外傷の場合は負傷届を、交通事故・ケンカ等によるケガの場合は第三者行為届を提出してください。
- ☆すべての請求(建設国保の資格がある人のみ)は、所属支部で手続きをしてください。
- ☆2年以内に手続きをしてください。
- ☆金額等は、「給付金のお知らせ」で確認してください。

トマト銀行以外の銀行をご利用の方は220円、郵便局をご利用の方は、66円の振込手数料がかかります。給付金額より手数料が差し引かれた金額が振り込まれます。

保養所利用者に補助金

組合では被保険者の保養と健康増進を目的として、下記の保養所を利用した場合に補助を行っています。プライベートな時間を心身のリフレッシュにご利用ください。

【補助の対象者】

保養所利用日において建設国保の被保険者資格がある者。

(ただし、乳幼児等で利用金額が補助金額以下の場合には補助の対象者から除く。)

【補助金申請方法】

「契約保養所利用承認書」に保養所から発行された領収書を添付して所属支部に申請してください。

※「契約保養所利用承認書」は利用前に所属支部で受け取り、利用者名を記入の上、保養所から確認印をもらってください。

※領収書については以下5点の明記があるものを必ず添付してください。

- ①被保険者宛てのもの
- ②利用年月日
- ③利用人数
- ④利用金額の内訳
- ⑤宿泊が日帰りか

※家族以外の他人同士で一緒に利用される場合、領収書は必ずそれぞれに発行してもらってください。(団体名での領収書は認められません。)

補助金対象	組合員	家族
県外宿泊(1泊につき)	4,000円	2,000円
県外日帰り	1,500円	750円
県内宿泊(1泊につき)	3,000円	1,500円
県内日帰り	1,000円	500円

【注意事項】

- この補助金は個人の保養と健康増進を目的としたもので、目的と異なる利用分については補助できません。
- 日帰り利用の場合は、①部屋をとること②食事すること③入浴することの3点を満たす場合に限りです。
- 「亀の井ホテル」については、上記の補助の他に、直接亀の井ホテルへ予約申込みをし、受付時に建設国保の保険証を提示することで1名1泊あたり500円(同伴者3名までが上限)減額を受けることができます。1泊2食未満のプランや各種割引券の利用、繁盛期等には適用されない場合もありますので、詳しくは予約申込み時に当該施設で確認してください。

施設名	所在地	電話	施設名	所在地	電話
倉敷由加温泉ホテル 山桃花	岡山県倉敷市児島由加3285	086-477-5588	亀の井ホテル 大洗	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町7986-2	029-267-3191
せとうち児島ホテル	岡山県倉敷市下津井吹上303-53	086-473-7711	亀の井ホテル 潮来	茨城県潮来市水原1830-1	0299-67-5611
WASHU BLUE RESORT風籠	岡山県倉敷市下津井吹上303-17	086-479-9500	亀の井ホテル 塩原	栃木県那須塩原市塩原1256	0287-32-2845
国民宿舎 良寛荘	岡山県倉敷市玉島柏島478	086-522-5291	亀の井ホテル 喜連川	栃木県さくら市喜連川5296-1	028-686-2822
国民宿舎 サンロード吉備路	岡山県総社市三須825-1	0866-90-0550	亀の井ホテル 長瀬寄居	埼玉県大里郡寄居町末野2267	048-581-1165
公共の宿 神原荘	岡山県高梁市松原町神原2281-3	0866-22-0135	亀の井ホテル 鴨川	千葉県鴨川市西町1137	04-7092-1231
湯郷グランドホテル	岡山県美作市湯郷581-2	0868-72-0395	亀の井ホテル 九十九里	千葉県旭市仁玉2280-1	0479-63-2161
油屋	岡山県真庭市湯原温泉27	0867-62-2006	亀の井ホテル 青梅	東京都青梅市駒木町3-668-2	0428-23-1171
花やしき	岡山県真庭市湯原温泉21	0867-62-3341	シャトレゼホテル 石和	山梨県笛吹市石和町松本348-1	055-262-3755
湯の蔵つるや	岡山県真庭市湯原温泉144	0867-62-2016	亀の井ホテル 福井	福井県福井市湊町43-17	0776-36-5793
湯の里 瀬戸川温泉	岡山県苫田郡鏡野町寺元425-9	0868-54-4118	亀の井ホテル 熱海	静岡県熱海市水口町2-12-3	0557-83-6111
奥津荘	岡山県苫田郡鏡野町奥津48	0868-52-0021	亀の井ホテル 熱海別館	静岡県熱海市水口町2-13-77	0557-83-6111
芙蓉別館	鳥取県米子市皆生温泉3-14-10	0859-34-0009	亀の井ホテル 伊豆高原	静岡県伊東市八幡野1104-5	0557-51-4400
白石家	島根県松江市玉湯町玉造44-2	0852-62-0521	亀の井ホテル 焼津	静岡県焼津市浜当目1375-2	054-627-0661
民宿 岩屋荘	広島県呉市倉橋町鹿島上18857	0823-54-1057	亀の井ホテル 知多美浜	愛知県知多郡美浜町奥田砂原39	0569-87-1511
旅館 三七十館	兵庫県美方郡香美町香住区境906	0796-36-3330	亀の井ホテル 鳥羽	三重県鳥羽市安楽島町1200-7	0599-25-4101
国民宿舎 小豆島	香川県小豆郡小豆島町池田1500-4	0879-75-1115	亀の井ホテル 彦根	滋賀県彦根市松原町3759	0749-22-8090
国民の宿 うみがめ荘	徳島県海部郡美波町日和佐浦370-4	0884-77-1166	亀の井ホテル 富田林	大阪府富田林市龍泉880-1	0721-33-0700
ホテル 葛城	愛媛県松山市道後湯月町4-16	089-931-5141	亀の井ホテル 大和平群	奈良県生駒郡平群町上庄2-16-1	0745-45-0351
花ゆづき	愛媛県松山市道後湯月町4-16	089-943-3333	亀の井ホテル 奈良	奈良県奈良市二条町3-9-1	0742-33-2351
石鎚京屋観光旅館	愛媛県西条市西之川甲106	0897-59-0335	亀の井ホテル 紀伊田辺	和歌山県田辺市目良24-1	0739-24-2900
足摺テルメ	高知県土佐清水市足摺岬宇東畑1433-3	0880-88-0301	亀の井ホテル 有馬	兵庫県神戸市北区有馬町1617-1	078-904-0951
国民宿舎 桂浜荘	高知県高知市浦戸城山830-25	088-841-2201	亀の井ホテル 赤穂	兵庫県赤穂市御崎883-1	0791-43-7501
ワシントンホテル旭川	北海道旭川市宮下通7丁目3112	0166-23-7111	亀の井ホテル 淡路島	兵庫県淡路市富島824	0799-82-1073
然別湖畔温泉ホテル風水	北海道河東郡鹿追町字然別湖畔	0156-67-2211	亀の井ホテル せとうち光	山口県光市室積東ノ庄31-1	0833-78-1515
十勝川温泉・湯元 富士ホテル	北海道河東郡音更町十勝川温泉南14-1	0155-46-2201	亀の井ホテル 観音寺	香川県観音寺市池之尻町1101-4	0875-27-6161
道後温泉 ホテル古湧園 遥	愛媛県松山市道後鷺谷町1-1	089-945-5911	亀の井ホテル 高知	高知県吾川郡いの町波川1569	088-892-1580
道後温泉 八千代	愛媛県松山市道後多幸町6-34	089-947-8888	亀の井ホテル 玄界灘	福岡県北九州市若松区大字有毛2829	093-741-1335
琵琶湖温泉 緑水亭	滋賀県大津市雄琴6-1-6	077-577-2222	亀の井ホテル 柳川	福岡県柳川市弥四郎町10-1	0944-72-6295
松の家 花泉	岡山県真庭市湯原温泉320-1	0867-62-2121	日田天領水の宿	大分県日田市中ノ島町685-6	0973-24-0811
萩 小町	山口県萩市椿東越ヶ浜6509	0838-25-0121	亀の井ホテル 阿蘇	熊本県阿蘇市一の宮町宮地5936	0967-22-1122
萩 一輪	山口県萩市堀内菊ヶ浜482-2	0838-25-7771	真庭リバーサイドホテル	岡山県真庭市開田620	0867-52-1521
リゾートホテル 美萩	山口県萩市堀内菊ヶ浜485	0838-21-7121	琵琶湖グランドホテル	滋賀県大津市雄琴6-5-1	077-579-2111
さひめ野	島根県大田市三瓶町志学2078-2	0854-83-3001	道後プリンスホテル	愛媛県松山市道後姫塚100	089-947-2000
よしのや	島根県鹿足郡津和野町後田口185-3	0856-72-4039	橋津屋	鳥取県東伯郡三朝町三朝886	0858-43-0719
矢掛屋	岡山県小田郡矢掛町矢掛3050-1	0866-82-0111	ポピースプリングス リゾート&スパ	岡山県美作市湯郷538-1	0868-72-7575
亀の井ホテル 一関	岩手県一関市蔵美町字宝亀147-5	0191-29-2131	(令和6年2月末時点)		

※休業や変更になっている施設があります。申込時には必ず当該施設へ直接問い合わせてください。

必ず1年に1回は健診を受診し、健康寿命を延ばしましょう。

★8ページに記載の健診の検査項目内容は、下記となります。

集団健診 日曜健診 レディース健診	一般健診内容	身長・体重・BMI・腹囲・血圧・視力・聴力・尿<蛋白・糖>・医師診察・問診・胸部レントゲン・血液検査(肝機能 [GOT・GPT・γ-GTP]・脂質 [HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪]・貧血 [赤血球数・血色素量]・糖代謝 [血糖・HbA1c]・腎機能 [尿酸・クレアチニン・eGFR])
特定健診	健診内容	身長・体重・BMI・腹囲・血圧・尿<蛋白・糖>・医師診察・問診・血液検査(肝機能 [GOT・GPT・γ-GTP]・脂質 [HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪]・糖 [血糖又はHbA1c])

※検査内容は、特定健診<集団健診<人間ドックの順に、より詳しい検査内容となります。ご自分に合った健診を選択しましょう。

		日帰り人間ドック ※下記契約一覧表を参照ください。	
対象者	建設国保加入(労組のみ加入の方は下記内容とは異なります)		
	今年度40歳以上(S60.3.31以前生まれ) 今年度35歳(H1.4.1~H2.3.31)		
受診医療機関	下記表参照		
補助割合 窓口負担額	基本コース	今年度40歳以上:費用の1/2補助 今年度35歳:自己負担11,000円(女性は子宮がん検査も含む)	
	オプション検査	PSA(50歳以上)、肺ヘリカルCT、子宮がん検査(35歳と40歳以上)、乳がん検査(40歳以上・マンモグラフィか超音波どちらか1つのみ):半額補助	
検査内容	基本的なコース ※医療機関により検査項目が異なります。詳しくは、医療機関へお問い合わせを。	身体測定・視力・聴力・血圧・尿検査・便検査(大腸がん)・心電図・眼圧・眼底・肺機能検査・血液検査(貧血・脂質・肝機能・膵機能・代謝・腎機能他)・腹部超音波(肝・膵・脾・腎臓他)・胸部レントゲン・胃バリウム検査(もしくはカメラ)・医師診察・問診	
注意事項	医療機関に直接予約した方も、必ず所属支部へ申込みをお願いします。(申込みのない方は補助が出ません。ご注意ください。)		

日帰り人間ドック契約一覧表(令和6年度)

※組合が補助する検査は全額料金の列以外、全て補助後の自己負担額(窓口負担額)を掲示しています。※消費税10%税込料金を掲示しています。年度途中、検査料金を改定する場合があります。

医療機関/検査料金	組合補助あり		対象年齢外 組合外など	変更時自己負担			オプション検査:組合補助あり					オプション検査: 組合からの補助なし
	ドックコース 自己負担額 (全額の1/2)		全額料金	胃バリウム(レントゲン)から 胃カメラへの変更			前立腺 がん検査	子宮がん 検査	乳がん健診 (視触診追加医療機関あり)		肺ヘリカル CT検査	脳ドック 検査
	初めて	2回目 以降	①初めての方 ②2回目以降	切り替え	鼻カメラ	手数料	PSA (血液)	内診+細胞診 (頸部)	マンモグラフィ	乳腺エコー (超音波)		MRA+MRI 全額料金
1 岡山済生会 予防医学健診センター	19,525	18,425	①39,050 ②36,850	○	×	5,500	1,309	2,200	2,750	3,300	6,600	27,500
2 済生会昭和町 健康管理センター	19,250	18,150	①38,500 ②36,300	○	×	5,500	1,310	2,200	2,475	2,200	6,600	32,640 (頸部エコーセット・済生会で)
3 岡山ろうさい病院:胃カメラが基本	20,000	20,000	①40,000 ②40,000	バリウム可	○	なし	880	3,000	3,250	2,250	9,425	35,000
4 淳風会健康管理センター 岡山・倉敷	19,907	18,257	①39,814 ②36,514	○	○	6,600	1,375	2,750	2,200	2,200	5,500	27,500 (岡山のみ)
5 玉野市民病院	16,500	16,500	①33,000 ②33,000	○	×	2,200	1,100	1,375	3,850	マンモグラフィとセット	4,950	27,500
6 赤磐医師会病院	19,861	19,352	①39,722 ②38,704	○	×	なし	770	3,600	3,802	×	8,085	20,273
7 大ヶ池診療所	20,900	20,350	①41,800 ②40,700	×	×	×	1,375	2,200	2,475	1,925	×	×
8 平病院	18,000	18,000	①36,000 ②36,000	○	○	2,200	1,000	×	×	×	7,500	×
9 倉敷成人病健診センター	20,460	19,635	①40,920 ②39,270	○	○	6,600	★	2,750	2,750	2,750	4,400	27,500
10 倉敷市立市民病院	16,126	15,086	①32,252 ②30,173	○	×	3,300	1,100	2,000	2,500	2,500	3,000	20,000
11 玉島協同病院	19,800	18,660	①39,600 ②37,320	×	×	×	1,320	×	×	×	×	×
12 井原市民病院	16,500	16,500	①33,000 ②33,000	○	○	なし	1,100	1,830	2,880	2,475	3,300	24,090
13 笠岡第一病院健康管理センター	19,130	18,505	①38,260 ②37,010	○	○	3,200	1,000	2,100	2,550	×	5,250	21,000
14 江原積善会ESクリニック	21,506	20,406	①43,013 ②40,813	×	×	×	1,100	1,925	2,200	×	5,500	×
15 中国労働衛生協会津山健診センター	19,250	19,250	①38,500 ②38,500	×	×	×	★	2,750	2,750	×	2,750	×
16 高梁中央病院	17,600	17,105	①35,200 ②34,210	○	○	なし	4,730 腫瘍マーカー 4項目	3,025	2,475	1,540	4,900	×
17 成羽病院	16,180	15,535	①32,360 ②31,070	○	○	4,000	865	1,835	2,650 一方向	×	4,585	19,900
18 金田病院	18,700	18,150	①37,400 ②36,300	○	×	なし	825	1,650	2,750	×	6,600	頸部超音波含む 33,000
19 近藤病院	20,030	18,420	①40,060 ②36,840	○	○	なし	1,100	×	×	×	×	×
20 勝山病院	17,325	16,725	①34,650 ②33,450	○	○	なし	700	1,750	2,887	1,750	7,350	×
21 湯原温泉病院	19,800	19,250	①39,600 ②38,500	○	○	なし	880	1,760	2,365	×	2,750	×
22 芳野病院	15,300	14,250	①30,600 ②28,500	○	○曜日指定	なし	1,100	×	×	×	6,600	×
23 倉敷中央病院付属予防医療プラザ	20,845	20,845	①41,690 ②41,690	○	○	4,400	1,100	2,750	2,475	2,475	4,675	33,000

初めての方はC型肝炎ウイルス検査があります。

★:日帰り人間ドックの検査項目に含まれています。

×:検査を実施していません。

令和6年度 保健事業

目標実施率は、**特定健診70%・特定保健指導30%です!**

	対象者	健診日	受診場所	検査項目(7頁参照)	自己負担	備考
集団健診	組合員・配偶者 ・家族(年度末に40歳以上)	支部による (4月~9月)	支部による	一般健診 (特定健診含む) オプション検査	一般健診:無料 オプション検査: 一部補助	各支部よりチラシを配布します。 申込み等はチラシでご確認ください。
日曜健診	組合員・配偶者 ・家族(年度末に40歳以上) (組合の健診・人間ドック の未受診者・健診データ 提供をしていない方)	10月~ 12月頃	岡山・倉敷・津 山・西大寺・灘 崎の会場を予定	一般健診 (特定健診含む) オプション検査	一般健診:無料 オプション検査: 一部補助	申込書:8月~9月頃配布予定。 申込み書の内容をご確認の上、 必ず所属支部へ申込みをしてくだ さい。
レディース 健診	年度末に40歳以上の女性 (組合員・配偶者・家族) (組合の健診・人間ドック の未受診者・健診データ 提供をしていない方)	4月~翌年3月末 申し込み後 日程調整	淳風会健康 管理センター 岡山・倉敷	一般健診 (特定健診含む) 乳がん・子宮がん検診 を含むオプション検査	一般健診:無料 オプション検査: 一部補助	別紙申込書あります。 申込み書の内容をご確認の上、 必ず所属支部へ申込みをしてくだ さい。
日帰り人間ドック	組合員・配偶者・家族 ▶35歳 (H1.4.1~H2.3.31生) ▶40歳以上 (年度末に40歳以上)	4月~翌年3月末 申し込み後 日程調整	組合契約 医療機関	詳細は、日帰り人間ドック契約一覧表を参照 ※補助対象オプション:前立腺がん・肺へリカ ルCT・乳がん・子宮がんの検診		別紙申込書あります。 申込書の内容をご確認の上、必 ず所属支部へ申込みをしてくだ さい。
特定健診受診券 (セット券)	40歳以上74歳以下の 組合員・配偶者・家族 (組合の健診・人間ドック の未受診者・健診データ 提供をしていない方)	5月末~ 翌年3月末 本人予約	県内 約800カ所の 医療機関	特定健診 ・ 特定保健指導 (健診の結果、対象と なった方で、当日特 定保健指導を受け られる医療機関で あれば同時実施可)	特定健診:1,000円 特定保健指導:無料	5月末頃から希望者には発券し ます。支部で申し込みをしてくだ さい。 各健診の未受診者または受診予 定のない方・データ提供してい ない方全員に、9月以降配布し ます。
石綿(アスベスト) 検診	組合員・配偶者 石綿(アスベスト)が 気になる方 ※肺の病気を指摘されたこ とのある方は外来受診で す。	通年 申し込み後 日程調整	岡山ろうさい 病院	胸部レントゲン、肺 CT検査、医師診察、結 果説明	13,500円	支部へ申込みをしてください。 日程が決まり次第、組合より案 内を郵送します。
肺CT検診	組合員・配偶者 (肺の詳しい検査を希望す る方)	12月~1月	倉敷成人病 健診センター	肺CT検査	4,400円	9月以降にご案内します。 (保険証交付学習会時の資料) ※日帰り人間ドックオプション でへリカルCT検査をした場 合は対象外です。
その他	人工透析に至る可能性の高い糖尿病性腎症の重症化予防のための保健指導・医療費の無駄遣いにつながる重複・頻回受診や重複・多剤服薬者に対する保健指導・健診異常値放置者や生活習慣病治療中断者に対する医療受診勧奨・歯周病予防のための歯科受診勧奨・健診時等の保健相談事業を実施					

岡山県建設国民健康保険組合 法令遵守(コンプライアンス)体制の 整備に関する基本方針

一 趣旨

岡山県建設国民健康保険組合(以下「組合」という)は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営を国民健康保険法その他の関係法令に基づき適正に行えるよう、法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針を定める。

二 法令遵守に関する基本的な考え方

組合の役員(支部役員を含む)は、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合の規約及び規程、その他決定事項を遵守し、組合員及び被保険者の信頼に応えるとともに、公的医療制度の一翼を担う公法人としての社会的責任を果たす。

三 法令遵守のための組織体制の整備

組合は法令遵守のために、次のとおり組織体制を整備する。

① 組合の理事のうち一名を法令遵守担当理事として選任する。

② 法令遵守担当理事には、組合の業務を実施する部門から独立した立場から、法令遵守に関する業務が行えるよう、業務改善の指導、調査の報告要求、関連文書の提出要求などの権限を付与する。

③ 委託業務においても法令遵守体制が確保できるよう、委託契約に法令遵守に関する事項を明記する。

四 実践計画の策定・評価

組合は法令遵守のために、組合会の承認を得て具体的な実践計画を策定する。理事会、組合会においては、定期的に実践計画の報告・評価を行い、適切な内容となるよう見直しを図る。

五 監事による監査

監事は、組合の法令遵守に関する業務の執行状況を監査する。

六 責任追及等

組合会は、役員が法令等に違反する行為を行ったときは、その責任を追及し、厳正かつ公平な処分を行う。

附則

一 この基本方針は二〇二四年四月一日から施行する。